

小牧市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市条例第 9 号

小牧市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

小牧市駐車場の設置及び管理に関する条例（平成7年小牧市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条の表小牧駅西駐車場の項を削る。

第4条の表小牧駅西駐車場の項を削る。

第5条第1号中「、小牧駅西駐車場」を削る。

第15条中「を科する」を「に処する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の小牧市駐車場の設置及び管理に関する条例の規定による小牧駅西駐車場の利用については、当該利用を終えるまでの間は、なお従前の例による。